

!!知つてください!!

児童委員、 主任児童委員

子ども。
子育て
応援団



児童委員、主任児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱される民生委員は、それぞれの担当地区において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行い、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門に担当する“主任児童委員”的指名を受けています。

※主任児童委員の「主任」は、職位ではなく、子どもに関する支援を“主に任せる”という意味があります。

地域の方々が安心して生活が送れるよう活動しています。

地域全体での支援

子どもたちを「地域の宝」として、健やかな育ちを支えるためには、保護者への支援を含め、地域で子育ち・子育てを支援していくことが大切です。



守秘義務

児童委員には、民生委員法第15条により、守秘義務が課せられています。相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他にもれることはできませんので、安心してご相談ください。

なお、児童委員は退任後も守秘義務を負います。



児童委員、主任児童委員ってどんな活動をしているの？



転入してきた親子を孤立させないために活動しています！

市が乳児訪問のために、出生後3か月の第1子および、転入した7か月までの親子の名簿を定期的に地区の民生委員児童委員へ提供し、訪問活動を行っています。その際、主任児童委員が主体として実施するサロンの案内を行い、保護者同士の情報交換等居場所づくりやお悩み相談会を実施しています。

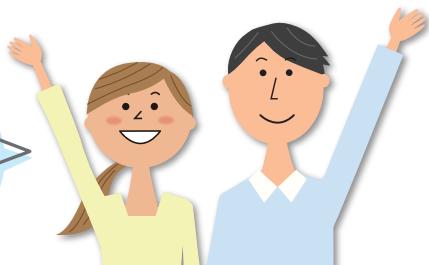
社会資源を活用した居場所づくり等を実施しています！

公民館を拠点とし、児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、公民館、学生ボランティア等と一緒に連携・協働しながら、休日の子どもの居場所づくりを行っています。

また、社会福祉協議会などさまざまな団体と協力して活動の幅を広げています。保護者から子育ての悩みを聞くこともあります。必要に応じて学校や関係機関につなぎます。

※記載の取り組み事例は一例です。

児童委員、主任児童委員のことを知ってください！
そして、皆さんのこと教えてください。



児童委員、主任児童委員は関係機関との信頼関係を形成するため、**関係機関・団体と定期的な情報交換**を行ったり、**研修**を実施しています。

児童委員、主任児童委員は**その地域に長く住まれている方が多数**いますので、気になっている家庭の過去の様子、今の様子をお伝えできるかもしれません！

児童委員、主任児童委員はいち地域住民であるため、**伴走型支援**ができます。地域の**”身近なおとな”**として不登校やヤングケアラーなど**長期的視点で子どもと保護者を見守り、寄り添う**ことができます。

是非、皆さんの施設見学や研修の機会を設け、**皆さんができることがあります**をされているか教えてください！そして、私たちとつながってください！

 地域全体で子ども・子育て家庭を応援しましょう！

《お問い合わせは下記まで》